

平成22年5月定例教育委員会会議録

平成22年度塩尻市教育委員会5月定例教育委員会が、平成22年5月20日、午後1時30分、塩尻総合文化センター、102・103会議室に招集された。

会 議 日 程

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- 報告第1号 主な行事等報告について
報告第2号 6月の行事予定等について
報告第3号 後援・共催について

4 議 事

- 議事第1号 平成22年度塩尻市奨学生の選考について<非公開>

5 その他

- その他第1号 教育委員会関係補正予算（案）について
その他第2号 教育委員会関係例規制定・改正（案）について

6 閉 会

○ 出席委員

委員長	百 瀬 哲 夫	職務代理者	丸 山 典 子
委員	村 田 茂 之	委員	田 中 佳 子
教育長	御 子 柴 英 文		

○ 説明のため出席した者

こども教育部長	平 間 正 治	こども教育部次長 (こども課長)	小 島 賢 司
教育総務課長	古 畑 耕 司	家庭教育室長	小 澤 和 江
生涯学習部長	大 和 清 志	生涯学習部次長 (社会教育課長)	加 藤 廣
平出博物館館長	鳥 羽 嘉 彦	文化財担当課長	渡 邊 泰
芸術文化担当課長	平 林 雄 次	スポーツ振興課課長	青 木 隆
男女共同参画課長	畠 山 伸	人権推進室長	土 川 修
市民交流センター 次長(図書館長)	内 野 安 彦	総務課長	伊 東 直 登
市民活動支援課長	清 水 進		

○ 事務局出席者

教育企画係長	上 條 史 生
--------	---------

1 開会

百瀬委員長 おそろいですかね。それでは定刻になりましたので、5月の定例教育委員会をただいまから始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 前回会議録の承認について

百瀬委員長 それでは、次第に従いまして2番、前回会議録の承認からお願いをしたいと思います。事務局からお願いをいたします。

上條教育企画係長 前回4月定例会の会議録につきましては、それぞれ御確認をいただいておりますので、本定例会終了後に御署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

百瀬委員長 ということでありますが、よろしゅうございますか。では、そのようにお願いいたします。

3 教育長報告

百瀬委員長 それでは3番、教育長報告に入ります。始めに教育長から総括的にございましたらお願いいたします。

御子柴教育長 それでは、時間のこともありまして一つだけにとどめたいと思いますが、年度初めの、いわゆる定例の総会ですとか、定例会といったようなことが4月、5月は多くございまして、毎日のように行われております。学校教育関係もありますし、社会教育関係もございまして。その中で、委員さん方には市P連ですとか、その他の会議に出ていただいております。また、昨日は博物館関係、あるいはレザンホール等々、これからもまだ続いております。

そのような中で一つ心に残ったのは、特に教育委員会のほうの主催ではないのですが、我が家の交通安全課長委嘱というものがございまして、例年、小学6年生に我が家の交通安全課長というものを委嘱しておるわけで、ことしも5月14日に行われました。家では、あなたが、6年生が一番交通法規とかマナーとかを守っていくことを先に立ってやってくださいねというお話で、委嘱状を渡し、さらにバッジも渡すということでございました。6年生の代表が、全員に渡すのですけれども、その中の代表二人が誓いの言葉みたいな作文を朗読しまして、それが、安協の方が着られるような制服を着て作文を発表するわけですけれども、大変明快な作文で心を打たれました。一人の子供は、お父さんにはお酒を飲んだら運転しないように話しますというような文でした。

そのような中で、こういう年度当初のいろいろな会議が、大変形式的になりがちなのですが、私も、しかし、行って事業計画や予算等を確認しあってやっていくという会議でありまして、私としても、こういう時によく言われる初心に戻ってというか、初心を忘れないようにしてやっていくというように考えるべきだなというようなことを思いました。かの有名な、初心忘るべからずという世阿弥の言葉を少し調べて見たのですけれども、3つの初心忘るべからずということで、最初にぜひ初心忘るべからずということで、それが、若い時の失敗や苦労は忘れてはならないという意味で、初心忘るべからずと。次に2番目が、時々初心忘るべからずということで、その時々積み重ねていくものを時々初心と言うということで戒めております。その時々にあった演じ方ということですが、演じ方が大事だと。その時々仕事のしぶり、しぐあいいいと言っているのでしょうか。そして、もう一つ、あまり使われない、聞かない、老後の初心忘るべからずというようなのがあって、それなりに年をとったら、それなりの芸風を身につけていくことが大事であると。年をとっても初めて遭遇し、対応しなければならぬ試練があるということで、老後の初心忘るべからずということをお話しております。今、このことを感想として言いました。きょうは、議事、連絡、報告ということがございますが、よろしくお願いいたします。

百瀬委員長 ありがとうございました。

○報告第1号 主な行事等報告について

百瀬委員長 それでは、報告第2号に入ります。6月の行事予定等について、資料の。済みません、報告第1号でございます。主な行事等報告について、資料の1ページであります。特に説明がなければ、質疑、御意見をお願いしたいのですが、よろしいですか。何かございましたら。よろしいですか。

○報告第2号 6月の行事予定等について

百瀬委員長 それでは、次、報告第2号、6月の行事予定等について、資料2ページをごらんいただいて、訂正、あるいは補足等ありましたら。なければ委員の皆さんから質疑等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

確認だけ、6月25日が臨時・定例教育委員会と、同時に歓送迎会と。よろしゅうございますか。それでは、次へ入ります。

○報告第3号 後援・共催について

百瀬委員長 報告第3号、後援・共催についてということで、資料3ページから5ページまで、こども教育部関係、生涯学習部関係であります。質疑等ございましたらお願いします。

田中委員 後援・共催について、また素朴な疑問で申し訳ないのですが、お伺いしたいと思えます。申請の受付日から承認までに時間のかかるものから、早いもので翌日に承認されるものとありますが、承認された時から開催の日まであまり期間がないと、パンフレットやチラシ等、あとで作成して、配られると思うのですけれども、それらの印刷の時間を含め、チラシ配布や周知にかかる時間が限られてしまわないかなと思います。そこで、質問ですが、申請から承認に至る時間の多い少ないは、申請のタイミングからきているものでしょうか。それとも、そのぐらいまでに承認いただければということで申請者の希望があるのでしょうか。そしてまた、後援をということ承認いただいても開催の周知までに間がないと、後援ということが有効に生かされずに残念な気持ちもいたしますけれども、申請者の方から承認から開催までの期間が短いというような声は届いたことがありますでしょうか。

百瀬委員長 その点について、どなたがご答えいただけますか。

小島こども教育部次長 ごらんいただきますように、若干、日にちには、前後しております。基本的に後援申請があった場合、部内の部課長会議を承認の適否を決める場にしております。原則的には、週1回部課長会議を開催しておりますので、そのタイミングに間にあうもののみを審査しているわけですが、今、お話のように日によっては、開催直後に申請をいただいたりという場合もあつたりしています。そういう場合には、翌開催日に送って検討するということになりますので、そういった場合には若干時間がかかったものがございます。ただ、なるべく早くやるようにしてはおりますのでお願いしたいと思います。

百瀬委員長 特に、何か今まで、そのことで意見がなかったかというような質問がありました。不都合だったとか、何か、そういうような声はなかったかというような質問。

小島こども教育部次長 申請をされた団体から、そのような点について、お声をいただいたことはありません。

加藤生涯学習部次長（社会教育課長） 社会教育のほうもございませんので、申請者からは。

百瀬委員長 特に意見は今までないということですね。

田中委員 ありがとうございます。

百瀬委員長 ほかにないですか。よろしいですか。

丸山職務代理 4ページの14番、受付番号の。承認月日がないのは、これは、受付が5月12日で承認月日がないのですが、これは落ちですか、それとも承認されて。

百瀬委員長 生涯学習部の14番。

加藤生涯学習部次長（社会教育課長） 確か、先般、私どもの部課長会議で、私の記憶の中では承認したはずでございますので、日にち漏れになっているかと思えます。よろしく願いいたします。

百瀬委員長 幾日ということですか。

加藤生涯学習部次長（社会教育課長） ちょっと日にち、正確なものを、また後からお話させていただきますので。

5月14日です。

百瀬委員長 5月14日ということ。

ほかはよろしいですか。それでは、次へまいります。

4 議事

○議事第1号 平成22年度塩尻市奨学生の選考について〈非公開〉

5 その他

○その他第1号 教育委員会関係補正予算（案）について

百瀬委員長 5番、その他に入ります。その他第1号、教育委員会関係補正予算（案）について。本日配布の資料がございますが、事務局の説明をお願いします。

伊東総務課長 それでは、当日配付資料のほうでよろしく願いいたします。市民交流センター関係からになりますが、議会上程前ということで、最終的なものでは、まだございませんが、総務課のほうからウイングロードビル3階に予定しておりますこども広場の関連補正予算でございます。事業としてこども広場管理諸経費というような事業名であっておりますが、この管理諸経費という事業一括全て新規補正という内容でございます。1番の嘱託職員3人分、以下6番までが臨時職員等の人件費関係、それから7番以降が消耗品、印刷製本費等々の運営費関係でございますが、主なものとしまして、めくっていただきまして21番目、1,000万円というものがございますが、こども広場のあそびエリアというところだけで1,400平方メートルほどございます。それとあと会議室のような部屋もございまして、その関係で一般備品、それから大型遊具等で1,000万円計上させていただいております。22番の施設管理負担金ということで2,556万2,000円、これは、ウイングロードビル全体を塩尻市振興公社が管理いたしますが、そちらのほうへ、この部分の電気代、水道代、暖房代、その他もろもろいっさいがっさいの管理費、共益費としてお支払いをしながら運営に使っていただく費用でございます。

さらに3ページでございますが、これは歳入の側ですが、先ほどの人件費、嘱託職員関係、それから備品購入の一部が緊急雇用創出事業、国の経済対策事業の補助金対象となりますので、その金額を1,400万円余計上してございます。それから、こども広場を利用するにあたっては登録制にして、実費、登録にあたる実費を、少額ですがいただくことにしておきたいということにしておりまして、その収入として、歳入として10万円計上してございます。以上です。

古畑教育総務課長 資料の最終の4ページでございますけれども、教育総務課から歳入が1件、補正予算がございます。これは、このあと条例等で説明させていただきますけれども、塩嶺体験学習の家の使用料に基づく新規の計上になりますので、後ほど説明をさせていただきます。よろしく願

いします。

百瀬委員長 ありがとうございます。質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

こども広場の関係は、歳出は合計するとどのくらいになるのですか。

伊東総務課長 済みません、ここへ来てから足し算したものですから、ちょっとあれなのですが5,900万円ほどです。最後の数字まで入れさせていただきました。

百瀬委員長 5,900万円余ですね。

伊東総務課長 はい。

百瀬委員長 わかりました。それに対して歳入が1,460万円くらい。そういう感じになるわけですかね。

伊東総務課長 はい。

百瀬委員長 いかがでしょうか。

丸山職務代理者 21番の、今、大型遊具の購入金として1,000万円、これとはどのようなもので、例えば、交流センターのほうに子育て支援センターができますね。そちらのほうと全く別立てで、これをやっていくというお考えで、そちらはそちらのエリアとして総合的に考えているのか、横断的に考えているのか、この1,000万円というお金は、どのような形で。

伊東総務課長 基本的には別立てで考えています。こちらの支援センターの遊具については、特段的には予算をつけてございませんで、引っ越すという状態を基本に、向こうの高出のほうから引っ越すということで考えておまして、これは後追いで出てきた話なのですが、こちらについては大型のものを中心にそろえると、新たにそろえていきたいと。ただ、実際の運営が始まってしまった時に、何がしかの動きがあるのかということは、あるかと思っております。今のところは、予算書は別立てでございます。

丸山職務代理者 そうしますと、年齢的に、どれくらいの年齢の子供たちを対象に考えているかというか、子育て支援センターのほうは、おおむね小さなお子さんですね。こちらのこども広場、子供の年齢は？用意するのにハードなものを用意するというは、あとあとのことのメンテナンスとか、いろいろなことを考えていきますと、どういうお子さんを対象に、どのようなものを想定してつくっていくか、そういう計画みたいなものがきちんとできている中での予算ですか。

伊東総務課長 細かな話は支援センターの職員のほうで積み上げを行いましたので、一覧表はもちろんございます。年齢対象は、こども広場のほうは0歳から6歳で考えておりますので、向こうは3歳までですので、若干対象としては物も変わってはまいります、大型遊具とか、そういうものは、基本的には3歳前の小さな子供が主かなというふうな。就園児ですか、いわゆる出てくる、むしろ面積がほしくなる年ですので、それ用のかなりハードな動きという、おもちゃとかそういうことには、あまりならないかと思えます。

百瀬委員長 よろしいでしょうか。ほかにありますか。なければ次へまいります。

○その他第2号 教育委員会関係例規制定・改正（案）について

百瀬委員長 その他第2号であります。教育委員会関係例規制定・改正（案）について。事務局からお願いいたします。

伊東総務課長 引き続き順番で、私ども先にいたしますが、よろしくをお願いいたします。

百瀬委員長 差し替えになるわけですね。

伊東総務課長 資料No. 4という、きょうの資料のほうでお願いしたいと思います。それで、今、言っていたように資料No. 4と差し替えになっておりますが、やはり上程前ということで、今現在も中を見ているものですから、変更があったために差し替えをさせていただいております。

よろしくお願ひいたします。

ということで1番ですが、塩尻市子育て支援センター条例施行規則の一部改正ということで、これにつきましては、向こうへ、市民交流センターへ移った時に休館日が水曜日になりますので、その関係のものでございます。

2番の塩尻市こども広場条例の制定につきましては、先ほど予算のほうであげさせていただいたものですが、条例のほうを、4、5ページ、あとのほうについてございますが、条例につきましては、こども広場の設置、管理に必要な事項を定めるものということで、名称が塩尻市こども広場、位置につきましては、この一番町7番1号がウイングロードの住所になりますが、こちらのほうに設置していくと。あと見ていただきますとお利用の制限、許可、取消し等々の関係でございます。

それからめくっていただいて、こども広場の附則のほうですが、これにつきましては、休館日は、市民交流センターと同じく水曜日のみ、年末年始は休みますけれど、を休館日とすることということで足並みをそろえてございます。

第3条の利用時間ですが、午前10時から午後6時までを利用時間とするという形で、通常の子育て支援センターは、いわゆる市の職員の勤務形態とあわせて、あわせてというか、同じ時間帯でやっておりますが、ウイングロードビル自体が、基本、午前10時開館ですので、その時間に受け入れて、若干、保育園までの子供を受け入れますので、保育園が終わった後の午後6時くらいまでを開館時間として定めていきたいと、こういう内容になっておりますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

百瀬委員長 市民交流センター関係は以上ですね。では、引き続いてこども教育部関係になりますか。お願ひします。

古畑教育総務課長 資料の2ページをお願ひいたします。こども教育部関係1番の塩尻市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正ということでございます。この規程につきましては、それぞれの所属ごとに勤務時間、あるいは、休憩時間、週休日等を定めている規則、規程がございますけれども、今回、市民交流センターが開設することに伴いまして、教育委員会の中に市民交流センターの項目を位置づけまして、所属する総務課、市民活動支援課、これらの勤務時間、あるいは週休日等、定めるというものでございます。

2番目の塩尻市立小・中学校職員服務規程の一部改正でございますけれども、国の国家公務員の育児休業に関する法律の一部改正が、平成22年6月30日から施行されます。これに伴いまして、本市の小・中学校服務規程を、同時に一部改正を行うというものでございます。

改正案の概要でございますけれども、養育状況変更届けという規程が第27条にございますけれども、その中からそこに書いてございますように育児休業中の職員が、職員以外の当該子の親が常態として養育できることになったことを、養育状況の変更として届け出る規程を削ると。少し長くてわかりにくいところがございますけれども、いわゆる、育児休業の取得の要件の緩和、拡大がされたということで、こうした場合には届け出る必要はありませんよという改正の内容でございます。

続きまして、3番の塩尻市塩嶺体験学習の家条例の制定でございますが、これは、7、8ページ。続いて、その規則につきましては、9、10ページに資料がございますのでごらんいただきたいと思ひます。7ページは条例でございます。主な項目のところだけ説明をさせていただきますが、第2条の設置でございますけれども目的がございます。青少年の健全育成、体験活動を通じた生涯学習の推進等を図るため。これがこの施設の運営の目的になるというものでございます。第3条の使用許可、第4条の使用の制限、第5条の取消し等につきましては、一般的な公の施設の条項になっております。

ページをめくっていただきまして、使用料が第6条にございます。次の8ページの1のところ

使用料の表がございます。それぞれ宿泊と日帰り、それから小・中学生・高校生と、一般の区分に従いまして料金設定をさせていただきました。この料金につきましては柏茂会館、それから、県内の類似施設の使用料を参考にさせて設定をしたものでございまして、おおむね、柏茂会館の2倍の使用料の設定ということになっております。議会のほうからも運営経費を賄うべき料金設定であるべきだという、そういう御質問、御意見もございましたけれども、まず、私どもといたしましては、青少年施設として利用の促進が図られる、使いやすい料金であること、そして、その利用者が多くなれば地域振興も含めて、ほかに波及する効果が大きいだろうというようなことで、このような料金設定をさせていただきました。今年度の7月からのオープン、7月から11月末までの使用料の収入が、見込みで116万円ということで、先ほど補正予算のところの説明をさせていただいたとおりでございます。それから、その下の8ページの下のところ備考がございますけれども、2番でございますが、小学校に入る前は無料ということでございます。使用料の中には寝具のクリーニング代は含まれておりませんので、宿泊室のベッドを利用した場合には、実費としてクリーニング代を徴収をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、施行規則のほうでございますけれども、9ページをお願いいたします。第2条の休館日でございますが、月曜日、それから祝日の翌日、12月1日から3月31日までの間は休館とさせていただきます。ただし、夏休みの利用が想定されておりますので、夏休み期間中につきましては、無休で運営をしていきたいというふうに考えております。

使用時間につきまして第3条でございますが、宿泊につきましては、午前11時から翌日の午前10時まで。日帰りにつきましては、午前10時から午後4時までということでございます。屋外の炊事場、バーベキューコーナーでございますけれども、宿泊者が朝食をバーベキューをする場合が考えられますので、午前5時から午後8時までという時間設定をさせていただきました。

めくっていただきまして10ページでございますが、第7条に使用料の減免規程がございます。減免できるものにつきましては、まず第1号でございますが、市内の小中学校が教育活動で使用する場合は100%減免ということでございます。その他、市長が特に必要と認めた時、例えば、市が主催するイベント等につきましては、これは減免をしてみたいというふうに考えております。以上、主なところでございますが、説明をさせていただきました。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。こども課の関係ですかね。

小島こども教育部次長（こども課長） 資料、戻りまして3ページ、5番をお願いいたします。塩尻市保育所条例の一部改正でございまして、改正の概要におきましては、(2)にございますが、広丘東保育園の名称を広丘野村保育園と改めるものでございます。同様に6番、規則の改正でございますけれども、この規則では定員を定めてありまして、従前の100人、これが現在170人の規模で建設しておりますので、その定員に改めさせていただくというものでございますのでお願いします。

百瀬委員長 ありがとうございます。以上ですね。幾つかの課にまたがっているわけでありましてけれども、御意見等ありましたらお願いいたします。

丸山職務代理 10ページの塩嶺体験学習の家の施設について、7条の1項ですが、市内の小中学校又は中学校が教育活動で使用する時、100分の100ですが、例えばPTAが、学校というよりも、先生というよりも、PTAが主に主催する形でクラスの子供たちが宿泊する場合というのは、どういう形になりますでしょうか。

古畑教育総務課長 PTAのほか、例えば社会教育団体、あるいはボランティア団体というものが考えられますけれども、使用料をいただくという考え方でございます。したがって、減免はしないということでございます。

丸山職務代理 そうしますと、あくまでも学校の教育活動ということだけに限定。例えば2番ですが、市長が特に必要と認めたときとありますが、直接市長のほうにお願いをして、これはとてもクラスのまとまりのために夏休みに共同生活をさせたいと役員さんが思ったりした場合、そういう場合の考慮とかいうことは全く考えられないですか。と申しますのは、結局、学校にだけお願いをすることになれば、先生たちがお忙しい現状を踏まえるとどうなのかと。また夏休み中とか冬休み中とかは、研修が入ったりですとか、長期休業中も結構忙しいことをお伺いしています。そうすると、その時に実際に使えるかどうか、可能かということを考えます時に、この範囲が、実現性が高いものかどうかと、少し不安に思いました。保護者、学校双方が共に協力し合ってこのクラスをまとめ上げたいとか、学年でとか、という考えが全く反映されないのではないかなと危惧いたしますが、どうでしょうか。

古畑教育総務課長 教育活動で使用する時につきましては、基本的には学校からの申請ですとか、学校の主催のもの、これが該当するように考えております。ですから、クラブ活動も中には入ってくるのではないかとこのように思います。その他、市長が特に必要と認めたとき、につきましては、先ほど申し上げましたように、市が主体となって行うイベント等につきましては、市長が定める率で減免をしていきたいというものでございます。ほかの他施設でも細目、細かいところまでこの減免率を定めているところがございますけれども、最初から細分化した減免規定を設けますと、なかなか身動きが取れないようなというふうにもなっておりますので、ケースバイケースと言ってはなんでありますけれども、利用の目的、それから利用者等を総合的に考慮する中で検討してまいりたいというふうに考えております。

百瀬委員長 よろしいでしょうか。はい。

田中委員 そうしますと、先ほど丸山委員さんの想定されている使い方等は、ちょっと減免に当たらないのかなという印象なのですが、今現在、市外使用者の利用のほうが多いと想定されてますか。それとも、市内のそういった小学校又は中学校が教育活動で使用される頻度のほうが高いと想定されていらっしゃるのでしょうか。

百瀬委員長 その点についてお願いします。

古畑教育総務課長 初年度でありますので、なるべくこの施設を知っていただきたいということをPRしていきますと、初年度はやはり市内の利用者が多くなるというふうに考えられます。初年度でも、市外の、例えばNPOの法人の主催によります宿泊合宿のような計画を、既にもう話がございますけれども、やはり柏茂会館の利用状況を見ましても、市内の宿泊者のほうが市外の利用者よりも多い状況になるだろうと。これは、2年、3年後もそういう傾向にあるのではないかとこのように考えております。

百瀬委員長 よろしいですか。ほかに。

村田委員 先ほどのこども広場の件と塩嶺体験学習の家の件なのですが、両方とも共通の経緯があったてきたものではないかなというふうに思っています。その中でロケーションの問題とか、ターゲットとするだれに来てもらうかというところが、本当に的確かどうかという意味では、多分やってみなければわからないというような状況ではないかなと思いますし、今、課長がおっしゃったようにどうやって知ってもらえるかということからして、一昨年ぐらいですか、小島次長のほうと柏茂会館の話をした時があったのですが、自治体で用意していてもそんなに利用者はなびかないよみたいな今の状況があって、一言で言うと、閑散とする可能性があるのではないかとこのように、少し危惧しました。そういう中で、まずはどういうふう知ってもらえるかという点のアプローチと、それから、こういうものはやはり1回行って非常に良かったと、ではまた行こうかみたいなリピートの話とか、学校の何かのあれで継続的にやるとか、そういうことでお客様を確保していかないと、

多分どんどん閉塞していってしまうように思います。

それで、今たまたま図書館長と目が合ったのであれですが、自治体でやっているからお客が来る、自治体でやっているから逆に稼働率が低くてもいいという時代ではないと思っているのです。そういう意味で、どんなふう在世の中、進もうとしているかなということはずいぶん、自治体だけの動きではなくて、利用するほうは、自治体もワンオブ、民間のところもワンオブなわけです。そういう観点に立った時に、今までもなかなかうまくいかなかったところは、少し工夫してやっていただければいいかなと。例えば、民間の話からいきますと、例えばホテル関係が今非常に冷えていると。その中で、それを放っておくわけにはいかないわけですね。それで、いろいろな工夫をしていますよね。それに近い形のことで、最初に利用料金ありきみたいな、多分これは条例でやるからしようがないのしょうけれどね。なかなかぐっと訴求するというような予感がしないと言うか、決まってしまったものは仕方ないのですけれども、あとはソフト面でどうやってPRしていくかということになるかと思えますけれども、御尽力と、それから、経過というのをきちんとリサーチして行ってほしいですね。申込書を書いてもらったという話で、何とかという相談を受けているだけではなくて、それこそお客さんの声あたりをどう拾っていくのかというようなことをやり続けないと、またも数年後には、少し悲惨な状況になってしまうのかなというような心配がありますので、そういうような形のを新しい感覚のもとで工夫していただきたいなということをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

百瀬委員長 御意見ということですね。

少し私から一つ。先ほど丸山職務代理からの質問があったと思うのですが、PTAが主催する場合の件で、それも少し引っかけると言いますか。この施設をなるべく多くの子供たち、あるいは青少年に使ってもらいたいという観点からすると、幾らか減免の枠を広げてもいいのではないかなという気もするのですね。特にPTAというのは、PとTとの協議会と。昔は先生と父母の協議会とか何とかというので、これを略してPTAというのだけれど。ですから、職員、先生たちも会員になっているわけですね。その辺が、少しほかのボランティア団体とかとは、また少し違うかなと。先生たちもいろいろ確かに多忙な中で、PTAの皆さんが、PTAというか、むしろ保護者が主体になるのですけれども、いろいろ計画してくださればありがたいというか、そういうように考えられるむきもあるのではないかなというふうに、私としては思うのです。

その辺のところを、減免100%というのを教育活動ということに限定しているのですけれども、条例のほうの第2条に設置の目的というものを文章で見ますと、青少年の健全育成、体験活動を通じた生涯学習の推進等を図ると。こういう文言になっているわけで、これを見ると、学校の教育活動というものを非常に重視しているという文章にも思えないわけですね。生涯学習の推進というのは、全て、生まれてから人生を終えるまで全てということですので、もちろん学校教育もその中に入るわけですが、学校だけではなくて、学校の児童生徒だけではなくて、一般社会人というようなことも対象としてというような文言にもなっているところを見ると、減免の対象が学校の生徒だけで、あとは市長が認めたものだけしかないというのも、少し変な感じがするという、感覚の問題ですが、少しそんなことを感じるのですけれども、その辺は何か議論がなかったでしょうか、少し伺いたいですが。

平間子ども教育部長 この点については、御指摘もありますけれども、非常に私どもとしても検討をしっかりと部分でございまして、今いただいている御意見については十分理解をしているところですし、今までも往々にしてそういう部分がありまして、往々にしてそういうふうにあるという部分が、概して何でもただという方向に流れる部分もあったことも事実であります。それは一方では、それは議会からも意見があるのですが、そういうことに対しては、公務については費用対効果とい

う経営的な感覚が足りないではないかという、私どもから言わせると、矛盾した、一方では・・・をやるという、一方では経営感覚がないではないかという、こういう御批判もいただくわけです。

そういった中で、ここの施設の第一義的な目的というのは、やはり集団生活等を通じたりする中での生活規律と言いますか、生活規範の習得をしてほしいという、当面の、今設置した中での目的であります。将来的には、ただそれが平日も活発に活用していただければ、それはありがたいことなのですが、現実としては子供さんたちが平日に使っていただくというのは少し無理な部分もあるかということでありまして、その部分については地域の振興とか、都市との交流の中で使っていただける部分があれば、より有効な活用ができますので、そうした部分も含めて、委員長さんの御指摘がありましたけれど、少し子供のためだけということではなくて、少し範囲を広げたような表現の仕方にもなっている部分があります。

少し話が横道にそれましたが、そうした意味で、そうしますと、500円が安いのか高いのかというような議論までいく部分があるわけなのですが、これも考え方が二つに分かれると思いますが、当然、子供たちであっても必要なことであればお金を払ってでもサービスの提供を受けるということも一つの考え方であるかと思えますし、もう一つは、そういう負担は一切取り除いて、最優先にして子供の将来のために活用してもらおうという、両者の考え方がございますので、その中の折衷とまでは言いませんけれども、十分に考えさせていただいた中での料金設定と。これは、他市の状況とか県の施設、そういったことも見させていただいての料金設定をさせていただきましたし、課長のほうからも申し上げましたけれども、最初からあまり細かい規定をつくりますと、大変難しい部分がございますので、少し厳しいというふうにとらえられるかもしれませんが、まずは学校での事業だけに絞って減額させていただきたいということで、将来的なことを言うとまたこんがらかりますので、最初の取っ掛かりについては、そういう形で始めさせていただきたいということです。これはまた議会にも上げていきますので、議論は議会でも当然同じような御意見等が出ようかと思えますけれども、その辺については今のような考え方で御理解をいただいきたいというふうにご考えております。

百瀬委員長 当面というようなね。ありがとうございました。はい、どうぞ。

村田委員 明快な御答弁なのですが、もう一つわかってほしいのは、自治体の施設だと安いよというのが何かあるではないですか。その中で、新しい施設なので、本当にそこに来てくれるか。先ほどのこども広場もそうですけれども。一回行ってみて本当に良かったのなら行くようなところがあると思うのですね。それで、やはり、例えば一つの学校が毎年定期的に使うような流れになるとかという、点が線になっていくと思うのです。うまく言えないのですが、例えば、自分が何かのサービスを受けようと思いつく時というのは、最近の一般マーケットというか、例えば携帯電話とかインターネットとかを考えると、何カ月無料です、みたいなことをやるのです。そこで体験します。行政では多分できないとは思っただけけれども、何かそういうことでもしないと今のマーケットは反応しなくなってきている。という危惧をもっているのです。そういう意味で、今の当初の話ということに対して、柔軟に考えていきますよということではあると思うのですけれども自治体が、最初何カ月間無料ですよ、などということと言えるかどうかわからないのだけれど、それくらいの腹でやらないと、ここにお客は集まらないと思う。ちょっと工夫をしてほしいなど。選ぶのは利用者なのです。それがたまたま自治体の設備であるか、一般の設備であるかという観点からした時に、そういう思いで今後の企画に生かしていただければいいなと思います。

丸山職務代理 えんぱーくも、お試し期間とあって、ただで使ってくださいという企画がありましたね。私も、お試し期間というのも設けてもいいのではないかと。それから、もう一つ、先ほど言い忘れましたけれども、学校で使えばただはいかがかかるとのご意見もありました。最近の傾向なのです

が、学校で出てくださいとお願いをすると、有志にしてくださいと学校から言われます。つまり、学校単位で何かをするということは、多分責任というものが出てきてなかなか動きにくいという状況があると、前回の定例教委の中でも出されました。そういう現状を踏まえると、学校単位でお願いをするということが難しいのではないかと。多分校長会でもお話があってどういう動きになっているか、私はわからないのですが、実現しそうであればいいのですが、そうではないとすれば、やはりその辺の配慮とか考慮とかあっても良いと考えます。もちろん、ただにしろというわけではなくて、しかし学校はただなのにPTAや育成会はお金をとるのかという、使用する側からすると、多分素朴な疑問になってくると思います。だから、やはりとにかく使ってみられるしかけが欲しいと思います。それからまた、一日宿泊ではなくて、続けて5泊とか6泊とか、長く合宿をさせて子供たちの共同生活の意識を図りたいとかという、また、それはそれで費用が嵩んでくるわけですし、滞在日数などその辺のいろいろなパターンも想定して、料金設定する時に考えていただけたらいいかなというふうに思います。理想と現実というか、今、学校現場ではわりあいと責任ということを深くとらえているような気が、私自身もしております。以上です。

百瀬委員長 はい。ほかにございますか。今、御意見が出ましたが、そういう意見があったということ事務局サイドで受け止めていただいて、運用に当たって、またいろいろ検討いただけるものがあれば、取り入れていただければと思います。ありがとうございます。それでは、この関係については、条例については6月議会に提案するという。条例が決定された段階での施行規則については、これもあれですかね。これは、教育委員会はどうなるのですか、この規則は。市民交流センター関係は、どこの管轄に入る。これは教育委員会規則ではないですね、市民交流センターの関係はね。

そうすると、塩嶺体験学習の家の規則は。

古畑教育総務課長 これも公の施設ですから、議会対処になります。

百瀬委員長 これは教育委員会規則ではなくて、これも。わかりました。そういうことで、教育委員会の規則というものはないと、そういうことなのですね。ありがとうございます。その関係は以上であります。ほかにございませんね。はい。

丸山職務代理 学びの道についてなのですが、先週の日曜日に、東地区で子供たちを連れて地域探検隊というイベントがあったのですが、そこで、これを使いました。とても人気がありまして、この裏側は中山道のいろいろな区画を区切って道案内の地図になっているのですけれども、これを作成した鈴木さんは1枚ずつ切り離してファイリングして、カードのようにして、持ってらして、それをその日たまたま参加してくださった東小学校の先生がご覧になって、すごくほしいとおっしゃって、後日早速購入したと伺いました。確かに私もこれは知っているけれども、実際におもてを見ながら、裏を見ながらという使い方よりも、できればこれを独立させて、そういうようなものをつくって見たら、カード式にですね、こういうふうに歩こう、こういうふうに歩こうという形にできるので、とてもいいなと思いましたので、参考までにお伝えしたいと思いましたが。

百瀬委員長 いい意見なので、はい。ほかになければ、最後のほうであります。村田委員さんは6月21日が任期ということで、来月の定例教委が25日ですので、一応、公のこの会としては、我々と、そして部課長さん方との会はきょうが最後ということ、私としては祈っているのですけれど、その間に臨時何とかというものが無いようにということ想定しているわけですが、そんなことで、村田委員さんにごあいさつをしていただきたいと思いますのですけれど、よろしく願います。

村田委員 御紹介いただきましたように、実質上は今日でということ、4年とすれば48回なのですが、2回仕事で休ませてもらいました。その中で、ずっと積み上げてきたということと、それから、原点は何だったかなということとについて、この機会に考えました。基本はやはり、保護者な

り、民間の立場でということと、私の特徴として何を言えればいいのかというようなことを考えながらやってきたところです。いろいろスタート当初は、いじめの問題とか不登校の問題と、特にいじめの問題が多かったですね。その時に、教育委員会って何をやるのだという話。いじめの問題に端を発して教育委員会不要論が出たというふうに、実は思っています。その時の対応力と言いますかね。それに対して何ができたかなという話とか、そういうことで何を、意見を申し上げて変えられたかなというところについては、また少しさびしい思いもあるのですが、逆に、皆さん方のこういう場、それからいろいろなオフレコの方でお話をする中で、少しずつわかってきていただけたかなという思いは、私は勝手にとらえています。そういう意味では、非常にいい時間を過ごしてもらったというふうに。一たん区切りとして、本当にぶしつけなことを言いましたけれども、御迷惑をかけましたが、どうもありがとうございましたという。

最近やっていることの中で、サービスのサイエンス化ということを考えているのです。それで、例えば公共サービスも一つのサービスだと思っています。よく顧客満足とか市民満足というところというのがありますが、私は、PDCAを回す仕組みつくろうというところの中に、市民の反応をどうとらえるかということは、もっと端的にとらえられないと、個々バラバラに動いているだけであって、自己満足で終わってしまわないようなことを継続的にやっていくということを考えています。そういう中で言い続けるということも大事かなというふうに思ったのですが、サービスのサイエンス化というのは、例えば10人、お客様でもいいですが、何らかのサービスを提供している。その人の背景とか考えかたとかによって、提供したサービスが満足できるかどうかということに差が出てきます。それをもっと構造的にとらえようという動きです。そういったものがもう少し現実の方法論として確立できれば、市民満足度みたいなものがもう少し具体的に掌握できるような話になるのではないかなと思っております。そんなことや、新しい動きやらをいろいろお伝えするのも、私の役目かなというふうに思ってやってきました。それで、なかなかしゃべると止まらなくなるので、きょう、協議会の最後のほうで、私のできたこと、できなかったことみたいな時間帯を30分とっていただきました。その時に、いろいろな、もう少し詳しいの思いやらをお伝えしたいと思いますし、協議会のほうも基本的にはどの範囲までかということにはわかりませんが、通常協議会の範囲を広げてぜひ、広げていただけたということなので、お時間の許す方は、ぜひお耳を拝借できればと思っています。そんなことで、4年間、どうもありがとうございました。

百瀬委員長 ありがとうございました。私から一言。

村田委員さんにはいつも新しいお話をお聞きして、きょうも、サービスのサイエンス化なんて初めて聞く言葉でありますけれども、いろいろそういう点で教育委員会の活性と言いますか、そういう点で本当に御尽力をいただいたなど、そういう思いを強くしております。任期は6月21日までありますので、ぜひ教育委員会をよろしくお願ひしたいと思ひますし、それから、任期後もまた市民として、ぜひ教育委員会をサポートしていただければありがたいと、そんなふうに思ひます。御健勝で御活躍いただきますようお祈りをしております。どうもありがとうございました。

それでは、以上で5月の定例教育委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

○ 午後2時40分に閉会する。

以上

平成22年6月21日

署 名

委 員 長

同職務代理者

委 員

委 員

教 育 長

記 録 職 員 教 育 総 務 課
教 育 企 画 係 長
